

# 有田川町応援クーポン事業（第7弾）参加店要領

## 1 応援クーポン発行事業の概要

- (1) 名称 有田川町応援クーポン（以下、「クーポン」という）
- (2) 事業主体 有田川町
- (3) 発行総額 2億6000万円（予定）
- (4) 交付対象者 町長が定める基準日（令和7年3月1日）において有田川町の住民基本台帳に記録されている者
- (5) 交付額面 一人当たり券額面10,000円（500円券×20枚）  
**※一律10,000円の交付となります**
- (6) 利用可能期間 交付日 令和7年4月下旬（予定）～ 令和7年9月30日（火）
- (7) 交付方法 郵送等

## 2 参加店の定義

参加店とは、「1 応援クーポン発行事業」においてクーポンが利用できる有田川町内の店舗のことをいう。同事業者は有田川町内に本店を有する中小企業基本法に定める中小事業者の法人または個人事業者であり、有田川町応援クーポン事業（第6弾）の参加事業者であるか、期間内に「有田川町応援クーポン（第7弾）参加店舗申込書兼誓約書」（以下「申込書」という）を提出し新たに認められた事業者（「有田川町応援クーポン事業実施要綱」第2条第1項第5号の特定事業者）のこと。ただし、移動販売車においては、販売元となる店舗が町内にある場合は当事業参加店舗として登録できるものとする。

## 3 参加店の要件

町内事業者（店舗）のうち、次の（1）～（4）に該当しない店舗。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わりがある、または業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗。
- (3) 下記「5 クーポンの利用対象とならないもの」に記載のある取引のみを行う、または商品のみを取り扱う事業者の店舗。
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同上第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗。

## 4 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 一度参加店として登録されると辞退できません。ただし「有田川町応援クーポン（第7弾）参加辞退申込書」の提出があった事業者はこの限りではありません。詳しくは「7 参加申請手続きについて」（7）をご確認ください。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の利用制限は禁止します。
- (3) クーポンは購入対象者への物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。

- (4) クーポンを消費せずに現金化（換金）することや、使用されたクーポンを再び利用することはできません。
- (5) クーポン額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないようにしてください。
- (6) 利用期間を過ぎたクーポンは受け取らないでください。

## 5 クーポンの利用対象にならないもの

- (1) 出資または債務の支払い（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
- (2) 有価証券、クーポン、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 転売目的による商品等の購入
- (6) 事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (7) 娯楽業（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）への支払い
- (8) 家賃・地代・駐車料等への支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 性風俗関連特殊営業への支払い

## 6 参加店の責務等

- (1) 参加店であることが利用者に明確となるようポスター等を掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだクーポンを受け取る際、問題がないか十分確認してください。偽造されたクーポンと判別できる際は、クーポンの受け取りを拒否するとともに、その事実を有田川町役場商工観光課まで報告してください。
- (3) クーポンを受け取った時は他店ででの再使用を防止するため、裏面の所定欄に参加店名を記入することとし、すでに参加店名に記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 各参加店舗において、利用期間中の商品の販売、サービスの提供等の取引にあたり、顧客から受け取ったクーポンのみ換金可能です。
- (5) クーポンの交換やクーポンを事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取ったクーポンの紛失や盗難、毀損、換金期限切れ等による損失は参加店の責とします。

## 7 参加申請手続きについて

※有田川町応援クーポン事業（第 6 弾）の登録事業者は、申請不要（連絡不要）で継続して参加店となることが出来ます。ただし、廃業されている場合やクーポン使用可能期間中に廃業された場合はこの限りではありません。また、「有田川町応援クーポン(第 6 弾) 利用可能店舗一覧」を必ずご確認ください、登録している名称や住所の変更等がある場合は令和 7 年 4 月 8 日（火）までに、有田川町役場商工観光課までその旨をお知らせください。

- (1) 申請方法（新規登録の場合）

本募集要領に同意のうえ、申込書に必要事項を記入し、下記の受付場所まで持参または郵送してください。

複数の店舗を申し込む場合は店舗毎の申請が必要です。申込書の様式は下記の申込受付場所またはホームページから入手していただけます。

(2) 申込受付場所

有田川町役場 商工観光課（9：00～17：00 土日祝除く）

(3) 申請方法・期間

持参又は郵送

(4) 締め切り

**第一回締め切り：令和7年4月8日（火）17時【必着】**

※既存参加店舗と第一回締め切りまでに申請を受け付けた店舗のみ、クーポン発送時に「クーポン使用可能店舗一覧」として封入（紙）し、町ホームページにおいても広報します。

**第二回締め切り：令和7年5月30日（金）17時【必着】**

※随時、町ホームページにおいてクーポン使用可能店舗一覧として広報します。

(5) 申請後について

新たに申込のあった店舗については、申込書の内容を精査のうえ、参加店として登録し登録証を送付します。登録不可である場合はその旨を通知します。

(6) その他

申込書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査および関係資料の提出を求める場合があります。

(7) クーポン発行事業（第7弾）への参加辞退について

「有田川町応援クーポン（第7弾）参加辞退申込書」を**令和7年4月8日（火）17時まで【必着】**に提出してください。様式は郵送した書類または商工観光課窓口で入手したものをご使用ください。

## 8 換金について

(1) 換金申請受付期間・時間

令和7年5月7日（水）～ 令和7年10月31日（金）（土日祝等の閉庁日を除く）

※換金申請受付は上記期間中の**9:00～17:00**です。

※**月～金曜日の全ての平日**で受付を行います（開庁日のみ）。

※受付期間・時間外での請求は受付できません。

(2) 換金方法・振込等

○金屋庁舎商工観光課または清水行政局産業振興室までクーポンとともに換金請求書等の必要書類を持参してください（**郵送不可**）。換金請求書は商工観光課・産業振興室または町ホームページから入手してください。

○請求締め日は各月の10日・20日・末日（土日祝を除く）です。締め日が閉庁日の場合は直前の開庁日、換金受付可能曜日でない場合は直前の受付曜日が締め日となります。

事務処理完了後、随時（締め日より概ね10日ほどで）、参加店が指定する口座に有田川町から振込を行います。

○換金手数料は無料です。

○事業者個人や知人に交付された応援クーポンで利用されていないものの換金はできません。

- 今回（第7弾）のクーポン配布事業では前回（第6弾）と同様に、1登録事業者あたり **30,000円を上限に、期間中の換金請求総額の20%を加算金として給付**します。実績に応じて支払うため、加算金給付は令和7年12月頃を予定しています。加算金給付額の通知および加算金給付請求書については、改めて11月頃にお知らせします。

## 9 参加店の取消等

本参加店要領に違反する行為が認められた場合は、換金を停止するとともに参加店の承認を取り消し、有田川町ホームページで事業者名および店舗名を公表します。

なお、当該参加店の応援クーポンを使用した取引に係る全額を当該参加店が負担するものとします。また、違反によりその他損害が発生した際は、その額も負担していただきます。

▽町ホームページ



### 【問い合わせ先】

有田川町役場 商工観光課（金屋庁舎）

〒643-0153 有田川町中井原 136-2

電話：0737-22-4506

<換金請求受付>

月～金曜日 9：00～17：00

（土日祝等の閉庁日を除く）